

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都民の日に利用料、利用料金及び使用料を免除する都の施設の指定……………一
(生活文化局文化振興部文化事業課)
- 公共測量の実施 (七件)……………一
(都市整備局都市基盤部調整課)
- 都道の区域変更……………二
(建設局道路管理部路政課)
- 土地区画整理事業の換地計画の縦覧……………四
(都市整備局市街地整備部区画整理課)
- 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………四
(環境局総務部環境政策課)
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………四
(水道局)

告示

● 東京都告示第千三百八号
 都民の日条例 (昭和二十七年東京都条例第七十五号) 第四条の規定に基づき、平成二十九年都民の日に利用料、利用料金及び使用料 (定期入場券を除く。) を免除する都の施設を次のように指定する。

平成二十九年八月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 利用料を免除する施設
 東京港野鳥公園
- 二 利用料金 (一) から (九) までは、東京都立公園条例施行規則 (昭和三十三年東京都規則第三十七号。以下「規則」という。) 別表第六 三の項に規定する入場料に限る。) を免除する施設
 - (一) 浜離宮恩賜庭園
 - (二) 旧芝離宮恩賜庭園
 - (三) 小石川後楽園
 - (四) 六義園
 - (五) 旧岩崎邸庭園
 - (六) 向島百花園
 - (七) 清澄庭園
 - (八) 旧古河庭園
 - (九) 殿ヶ谷戸庭園
 - (十) 東京都江戸東京博物館分館江戸東京たてもの園
 - (十一) 東京都写真美術館 (収蔵展) (映像展)
- 三 使用料 (一) から (六) までは、規則別表第五 二の部 (二) の項から (五) の項までに規定する入場料に限る。) を免除する施設
 - (一) 神代植物公園
 - (二) 多摩動物公園
 - (三) 恩賜上野動物園
 - (四) 葛西臨海水族園
 - (五) 井の頭自然文化園
 - (六) 夢の島熱帯植物館

(七) 東京都八王子労政会館 (体育室)

● 東京都告示第千三百九号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、昭島市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量)
- 三 測量の区域 昭島市昭和町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年九月一日から同月二十五日まで

● 東京都告示第千三百十号

測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量 (数値撮影 (デジタル))
- 三 測量の区域 杉並区地内
- 四 測量の期間 平成二十九年六月一日から平成三十年三月三十日まで

●東京都告示第千三百一十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区西ヶ原二丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月一日から同年十一月三十日まで

●東京都告示第千三百一十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区東保木間一丁目、東保木間二丁目、南花畑二丁目及び南花畑四丁目各内地内
- 四 測量の期間 平成二十九年六月二十八日から平成三十年二月十六日まで

●東京都告示第千三百一十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 豊島区東池袋五丁目及び文京区大塚六丁目
- 四 測量の期間 平成二十九年七月十日から同年八月三十一日まで

●東京都告示第千三百一十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、株式会社東栄住宅代表取締役から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 株式会社東栄住宅
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量、街区・画地確定測量等)
- 三 測量の区域 多摩市関戸一丁目、関戸二丁目及び一ノ宮二丁目各内地内
- 四 測量の期間 平成二十九年八月一日から平成三十一年六月三十日まで

●東京都告示第千三百一十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都知事から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年八月二十四日

東京都知事 小池百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(一級水準測量)
- 三 測量の区域 中央区、港区、江東区、品川区、大田区、中央防波堤内側埋立地、中央防波堤外側その一埋立地及び中央防波堤外側その二埋立地各内地内
- 四 測量の期間 平成二十九年七月二十四日から平成三十年三月二十九日まで

●東京都告示第千三百一十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成二十九年八月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月二十四日

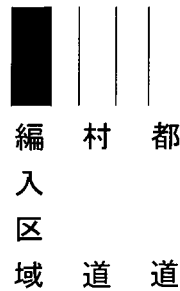
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 三宅循環
- 二 変更の区間 三宅島三宅村坪田千四百四十一番二地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

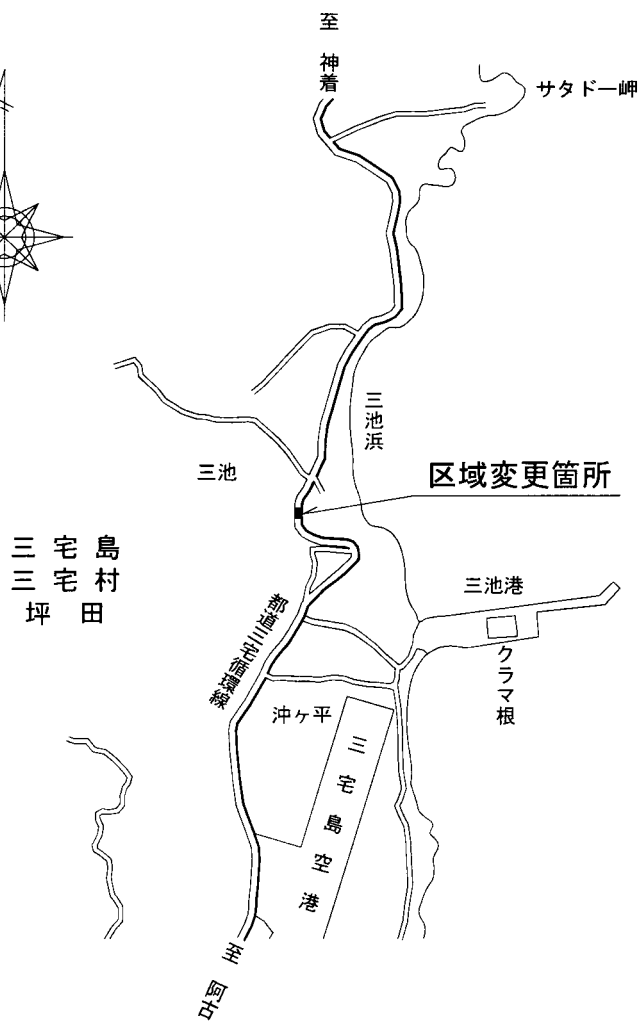
別図

都道三宅循環線区域変更略図

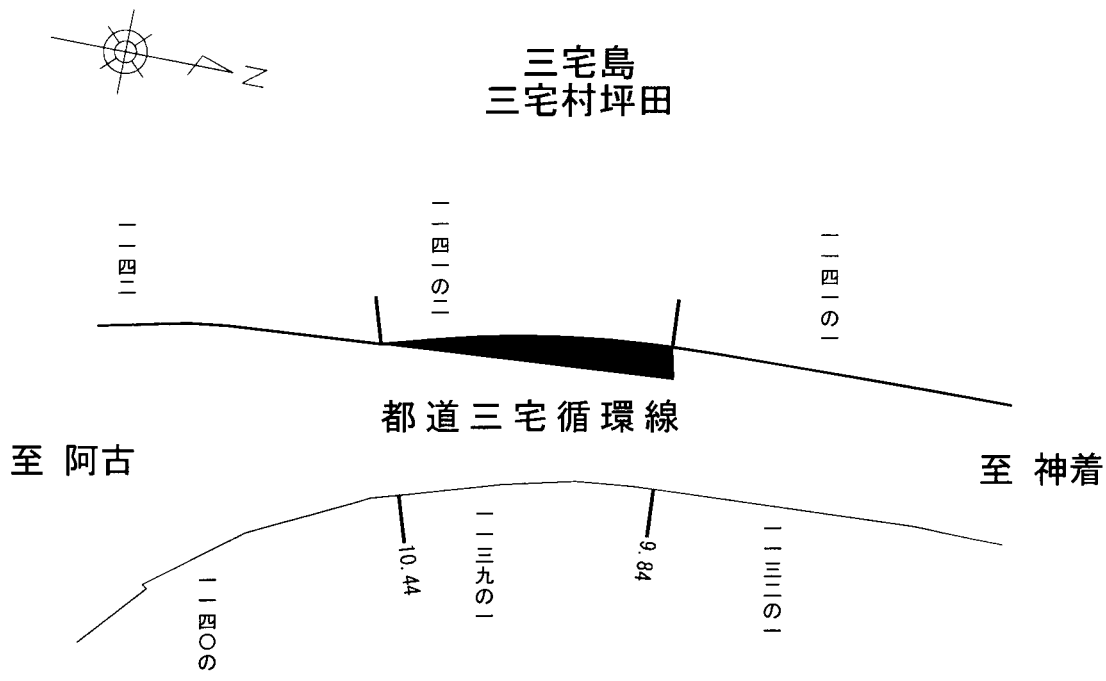
三宅島三宅村坪田地内



延長 一八・九三メートル
面積 三〇・七五平方メートル



三宅島三宅村坪田



公 告

土地区画整理事業の換地計画の縦覧について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第八十八條第二項の規定により、東京都計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業の換地計画を縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第五十五条の二において準用する同令第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年八月二十四日

東京都計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業

施行者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

一 縦覧期間 平成二十九年九月一日（金曜日）から同月十四日（木曜日）まで

二 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

三 縦覧場所 江戸川区篠崎町一丁目三十二番三号 篠崎駅東部地区事務所会議室

東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十八條第一項の規定に基づき、都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線（新橋～竹芝ふ頭間）及び都市計画道路補助第三百十三号線建設事業について、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する同条例第六十六條第二項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

株式会社ゆりかもめ

代表取締役社長 櫻井 務

江東区有明三丁目十三番一号

二 対象事業の名称

都市高速鉄道東京臨海新交通臨海線（新橋～竹芝ふ頭間）及び都市計画道路補助第三百十三号線建設事業

三 工事着手の年月日

平成三年三月十八日

四 工事完了の年月日

平成二十九年五月三十一日

五 届出日

平成二十九年八月三日

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十六條の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成二十九年八月二十四日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

九五四六 都建設株 古賀 佳子 江東区豊洲 平成二十

株式会社

一丁目三番 一九年七月十九日

九五四七 合同会社 オツズブラミング

九五四八 株式会社 ウォータースニック

九五四九 yn工業株式会社

九五五〇 有限会社 ダイシン 住設

九五五一 志賀工業 所

九五五二 有限会社 剣持工業

九五五三 株式会社 井口設備工業

九五五四 株式会社 三設興業

九五五五 酒井設備

九五五六 株式会社 伊藤 伸広

九五五七 合同会社 中島めぐみ

九五五八 株式会社 宇佐見和夫

九五五九 有限会社 黒須 大介

九五六〇 株式会社 永岡 雄樹

九五六一 志賀工業 志賀 彰

九五六二 有限会社 剣持 康信

九五六三 株式会社 井口 潤

九五六四 株式会社 中村 重雄

九五六五 酒井設備 酒井 克彦

九五五六 株式会社 伊藤 伸広

九五六七 合同会社 前沢五丁目九番十号

九五六八 株式会社 神奈川県横濱市旭区市沢町五百八十六番地五十三

九五六九 株式会社 青梅市藤橋二丁目六百二番地の二十四

九五七〇 有限会社 立川市西砂町二丁目十八番六号

九五七一 志賀工業 志賀 彰

九五七二 有限会社 北區滝野川三丁目六十四番四号

九五七三 有限会社 荒川区西尾久八丁目十六番四号

九五七四 株式会社 井口 潤

九五七五 株式会社 神奈川県川崎市高津区子母口四百二十一―百一

町田市下小山田町七百九十一番地二 同日
練馬区土支田二丁目八番十八号 同日
町田市金井 同日

九五六二	九五六一	九五六〇	九五五九	九五五八	九五五七	NSS
株式会社 スマイル アップ	株式会社 天秀住宅 設備	アスカ建 設株式会 社	グリーン ボンブサ ービス株 式会社	株式會社 三雄	ホクシン 設備株式 会社	
伊藤 智文	天坂 秀勝	新倉 明	堀 芳昭	山崎 睦雄	北條 友梨	
千葉県鎌ヶ 谷市西佐津 間一丁目二 十五番九号	小平市小川 西町四丁目 七番十三号 一F	埼玉県所沢 市北野一丁 目二十五番 地の十	神奈川県大 和市代官一 丁目一番二 十八号	調布市仙川 町一丁目二 十七番地二 十五	世田谷区砧 四丁目五番 二十号	町二千六百 十二番百五 十四
同日	同日	同日	同日	同日	同日	

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この紙は、資源のすべ
リサイクルできます。